

【 種 類 】（※ 脳原性運動機能障害(がい)は、表中の上肢、下肢または体幹機能障害(がい)に準じる。）

種目	品 目	障 ^{がい} 碍部位	障害(がい)及び程度等	対象年齢	性 能 等	基準額(円)	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級	18歳以上	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット(汚染防止用)	肢体的知覚	下肢または体幹障害(がい) 1 級(18歳未満は 1・2 級)または知的障害(がい) A 判定	3 歳以上	失禁等による汚染または損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの(防水シーツを含む)	19,600	5
	特殊マット(褥瘡防止用)	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1 級で常時介護を必要とする者	18歳以上	褥瘡を防止できる機能を有するもの(エアマットを含む)	100,000	5
	特殊尿器	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1 級で常時介護を必要とする者	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害(がい)者または介護者が容易に使用できるもの	67,000	5
	入浴担架	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級で入浴に当たって介助を必要とする者	3 歳以上	障害(がい)者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級で下着交換等に介助を必要とする者	学齢児以上	介助者が体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	5
	移動用リフト	肢体	下肢または体幹機能障害(がい) 2 級以上のもの	3 歳以上	水平方向に移動させる住宅改修をとまなわれないリフト	477,000	8
	吊り具(スリングシート)	肢体	下肢または体幹機能障害(がい) 2 級以上のもの(日常生活用具給付事業に基づく移動用リフトの支給決定を受けているもの)	3 歳以上	移動用リフトに取り付け、身体を吊り上げるもの	50,000	3
	移動設備機	肢体	肢体障害(がい) 2 級以上(上肢障害(がい)のみのものを除く)		安定性に優れ、障害(がい)者の移動が円滑に行えるもの	300,000	5
	入浴補助具	肢体	肢体障害(がい) 2 級以上(上肢障害(がい)のみのものを除く)		水圧・油圧等により座席の移動が容易にできるもので、障害(がい)者の入浴が安全に行えるもの	216,000	4
	訓練いす	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級	3 歳以上 18歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5
	訓練用ベッド	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級	学齢児以上 18歳未満	腕または脚の訓練をできる器具を備えたもの	159,200	8
自立生活支援用具	カーシート	肢体	体幹機能障害(がい) 2 級以上または同程度の身体障害(がい)者であって、自力での座位保持が困難で、必要と認められるもの	18歳以上	車等で移動する際、姿勢を安定させ、走行中の安全を確保するもの	100,000	4
	入浴補助用具	肢体	下肢または体幹機能障害(がい)者	3 歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害(がい)者または介護者が容易に使用できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	90,000	6
	便器	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2 級	学齢児以上	障害(がい)者が容易に使用できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	4,450 (手すり付 9,850)	8
	頭部保護帽	肢体的知覚精神	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害(がい)者、知的障害(がい)者、精神障害(がい)者で頻繁に転倒するもの		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	15,656	3
	歩行補助杖(T字状・棒状の杖)	肢体	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害(がい)で歩行時に支持が必要なもの			3,150	3
	移動・移乗支援用具	肢体	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障害(がい)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	3 歳以上	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	60,000	6
	特殊便器	肢体的知覚精神	上肢障害(がい) 1・2 級知的障害(がい) A 判定精神障害(がい) 1 級で自ら排便後の処理が困難なもの	学齢児以上	温水温風を出すことができるもの	151,200	8

種目	品目	障 碍 部 位	障 碍 (が い) 及 び 程 度 等	対 象 年 齢	性 能 等	基 準 額 (円)	耐 用 年 数
自立生活支援用具	火災警報器	聴覚	聴覚障(が)い 2 級(聴覚障(が)い)者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)		聴覚障(が)い者用屋内信号装置と連動し、受信機により火災を知らせることができるもの	15,500 (1 世帯 2 個まで。また、屋内信号装置との連動で、火災警報発信機が別途必要な場合の基準額は 16,500 を追加)	8
	自動消火器	身体的精神	身体障(が)い 1・2 級知的障(が)い 1 級で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障(が)い)者のみの世帯及びこれに準じる世帯		室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消失することができるもの	28,700	8
	電磁調理器	視覚知的精神	視覚障(が)い 1・2 級(盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)知的障(が)い) A 判定精神障(が)い 1 級	18 歳以上	障(が)い)者が容易に使用できるもの	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚	視覚障(が)い 1・2 級	学齢児以上	視覚障(が)い)者が容易に使用できるもの	7,000	10
	聴覚障(が)い)者用屋内信号装置	聴覚	聴覚障(が)い 2 級(聴覚障(が)い)者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18 歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障(が)い)者用目覚し時計、聴覚障(が)い)者用屋内信号灯を含む)	87,400	10
	レバー式給水栓	肢体視覚	上肢障(が)い)・体幹障(が)い) 3 級以上または視覚障(が)い) 2 級以上		障(が)い)者が容易に使用できるもの	50,000	8
	ハーネス	身体	盲導犬、介助犬等の補助犬を利用している障(が)い)者で、市長が適当と認めたもの		障(が)い)者が容易に使用できるもの	10,000	4
在宅療養等支援用具	透析液加温器	内部	腎臓機能障(が)い) 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	3 歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー(吸入器)	内部	呼吸器機能障(が)い) 3 級以上または同程度の身体障(が)い)者であって、必要と認められるもの	学齢児以上	障(が)い)者が容易に使用できるもの	36,000	5
	電気式たん吸引器	肢体内部	呼吸器機能障(が)い)者、音声機能障(が)い)者のうち無喉頭のもの、または同程度の身体障(が)い)者であって必要と認められるもの	学齢児以上	障(が)い)者が容易に使用できるもの	56,400	5
	酸素ボンベ運搬車	内部	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	18 歳以上	障(が)い)者が容易に使用できるもの	17,000	10
	盲人用体温計(音声式)	視覚	視覚障(が)い) 1・2 級	学齢児以上	視覚障(が)い)者が容易に使用できるもの	9,000	5
	盲人用体重計	視覚	視覚障(が)い) 1・2 級	18 歳以上	視覚障(が)い)者が容易に使用できるもの	18,000	5
	動脈血酸素飽和度測定装置	内部	呼吸器機能障(が)い)及び心臓機能障(が)い) 4 級以上または同程度の身体障(が)い)者であって必要と認められるもの		障(が)い)者が容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍の状態が測定できるもの	53,000 (難病患者等で、人工呼吸器装着者は 157,500)	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体言語	音声言語機能障(が)い)者もしくは肢体不自由者であって発声・発語に著しい障(が)い)を有するもの	学 齢 児 以 上	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障(が)い)者が容易に使用できるもの(入院中・施設入所者も給付)	98,800	5

種目	品 目	障 碍 部 位	障 碍 (がい) 及び程度等	対象年齢	性 能 等	基 準 額 (円)	耐 用 年 数
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	肢体 視覚	上肢機能障 碍 (がい) または視 覚障 碍 (がい)		障 碍 (がい) 者 向 け の パーソナル コンピュータ周辺機器やアプリ ケーションソフト	100,000	5
	点字ディスプレイ	視覚 聴覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級かつ聴 覚障 碍 (がい) 2 級の重度重複 障 碍 (がい) 者 であって必要と 認められるもの		文字等のコンピュータの画面情 報を点字等により示すことの できるもの	383,500	6
	点字器	視覚	視覚障 碍 (がい) 者		入院中・施設入所者も給付	10,712 (携帯用は 7,416)	標準型 7 携帯用 5
	点字タイプライター	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級(就労・ 就学しているかまたは就労見 込みのもの)		視覚障 碍 (がい) 者 が 容 易 に 使 用 できるもの	63,100	5
	視覚障 碍 (がい) 者 用 ポータブルレコー ダー	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級	学 齢 児 以 上	音声等により操作ボタンが知覚 または認識でき、かつDAISY方 式による録音並びに当該方式に より記録された図書の再生が可 能な製品であって、視覚障 碍 (がい) 者 が 容 易 に 使 用 でき る も の(入院中・施設入所者も給付)	85,000 (再生専用機は 35,000)	6
	視覚障 碍 (がい) 者 用 活字文書読上げ装置	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級 (すでに視覚障 碍 (がい) 者 用拡大読書器のうち音声読み 上げ機能を有する機器の給付 を受け、耐用年数(8年)を 経過していないものを除く)	学 齢 児 以 上	文字情報を同一紙面上に記載さ れた当該文字情報を暗号化した 情報等を読み取り、音声信号に 変換して出力する機能を有する もので、視覚障 碍 (がい) 者 が 容 易 に 使 用 でき る も の	99,800	6
	視覚障 碍 (がい) 者 用 拡大読書器	視覚	視覚障 碍 (がい) 者 であって、 本装置により文字等を読むこ とが可能になるもの(音声読 み上げ機能により、内容を理 解することが可能になるもの を含む)	学 齢 児 以 上	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上部等に置くこ とで、簡単に拡大された画像(文 字等)をモニターに映し出せる もの、または文字等を認識し、 音声読み上げるもの(入院中・ 施設入所者も給付)	198,000	8
	盲人用時計	視覚	視覚障 碍 (がい) 1・2 級	18歳以上	音声式または触読式で、視覚障 碍 (がい) 者 が 容 易 に 使 用 でき る もの(入院中・施設入所者も給 付)	13,300	5
	聴覚障 碍 (がい) 者 用 通信装置	聴覚 言語	聴覚障 碍 (がい) 者 または発声・ 発語に著しい障 碍 (がい) を 有 する者であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の手 段として必要があると認めら れるもの	学 齢 児 以 上	一般の電話に接続することがで き、音声の代わりに文字等によ り通信が可能な機器であり、障 碍 (がい) 者 が 容 易 に 使 用 でき る もの	50,000	5
	聴覚障 碍 (がい) 者 用 情報受信装置	聴覚	聴覚障 碍 (がい) 者 であって、 本装置によりテレビの視聴が 可能になるもの		字幕及び手話通訳付の聴覚障 碍 (がい) 者 用 番組並びにテレビ番 組に字幕及び手話通訳の映像を 合成したものを画面に出力する 機能を有し、かつ災害時の聴覚 障 碍 (がい) 者 向 け 緊 急 信 号 を 受 信するもので、聴覚障 碍 (がい) 者 が 容 易 に 使 用 でき る も の	88,900	6

種目	品 目	障 ^{がい} 碍 部 ^い 位	障 ^{がい} 碍(がい)及び程度等	対象年齢	性 能 等	基準額(円)	耐用 年数
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声	音声・言語障 ^{がい} 碍(がい)者であって無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの(笛式は長年笛式を使用して電動式への変更が困難なもの、埋込型人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。)		顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障 ^{がい} 碍(がい)者が容易に使用し得るもので、基準額はHMEカセットやアドヒューシブ等、人工鼻装着のために必要なものを含む月額であること (入院中・施設入所者も給付)	電動式 72,203 笛式 8,343 埋込型人工鼻 48,400 (2か月分)	電動式 5 年数 4
	点字図書	視覚	主に情報の入手を点字によっている視覚障 ^{がい} 碍(がい)者		点字により作成された図書(月刊や週刊等で発行される雑誌を除く。ただし、点字新聞についてはこの限りではない)年間6タイトルまたは24巻を限度とする(点字新聞については年間購読を1タイトル、1巻として給付できる)	一般図書との差額(1割の自己負担なし)	—
	携帯用信号呼出装置	聴覚	聴覚障 ^{がい} 碍(がい)3級以上		無線により振動させ、信号を送り呼出が可能なもの	11,000	6
	文字液晶表示ラジオ	聴覚	聴覚障 ^{がい} 碍(がい)3級以上		入院中・施設入所者も給付	23,000	6
	視覚障 ^{がい} 碍(がい)者用音声 I C タグリーダー	視覚	視覚障 ^{がい} 碍(がい)1・2級		I C タグその他集積識別情報と音声データを関連付け、物品等に取り付けた I C タグ等からその音声データを再生することが可能な装置であって、視覚障 ^{がい} 碍(がい)者が容易に使用できるもの	59,800	6
	人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)	聴覚	視覚障 ^{がい} 碍(がい)1・2級		人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)であって、意見書(様式任意)により医師が適当と認めたもの	200,000	5
	人工内耳用電池	聴覚	現に人工内耳を装用している聴覚障 ^{がい} 碍(がい)者(児)		人工内耳に使用するもので、ボタン電池または充電電池及び充電器のいずれかとする ボタン電池から充電電池及び充電器へ仕様を変更する場合、またはその逆の場合においては、それぞれの耐用年数等を経過していれば申請できることとする	ボタン電池 5,000(2か月分) ※両耳の場合は 10,000とする 充電電池及び充電器または充電電池 2個まで 40,000 ※両耳の場合は 55,000とする	3
	視覚障 ^{がい} 碍(がい)者用地上デジタルテレビ放送対応ラジオ	視覚	視覚障 ^{がい} 碍(がい)3級以上		地上デジタルテレビ放送に対応し、視覚障 ^{がい} 碍(がい)者が、容易に使用できるもの	29,000	5

種目	品 目	障 ^{がい} 碍 部 位	障 ^{がい} 碍(がい)及び程度等	対象年齢	性 能 等	基準額(円)	耐用 年数
排泄 管理 支 援 用 具	ストーマ用装具 (蓄便袋)	内部	直腸機能障 ^{がい} 碍(がい)者で人工 肛門のストーマを造設したも の		入院中・施設入所者も給付	17,716 (2か月分)	—
	ストーマ用装具 (蓄尿袋)	内部	ぼうこう機能障 ^{がい} 碍(がい)者で 尿路変更のストーマを造設し たもの		入院中・施設入所者も給付	23,278 (2か月分)	—
	紙おむつ、さらし等 その他衛生用品	内部 肢体	・ぼうこう・直腸機能障 ^{がい} 碍(がい)者で、治療による軽快の見 込みがないストーマの変形及 び皮膚の著しいびらんの為、 ストーマ用装具の使用が困難 なもの ・二分脊椎等の先天性疾患(先 天性鎖肛を除く)による神経障 碍(がい)で、高度の排便機能 障 ^{がい} 碍(がい)または高度の排尿 機能障 ^{がい} 碍(がい)のある者で、 紙おむつ等を必要とするもの ・先天性鎖肛に対する肛門形成 術に起因する高度の排尿機能 障 ^{がい} 碍(がい)のある者で、紙お むつ等を必要とするもの ・3歳未満で発症した脳原性運 動機能障 ^{がい} 碍(がい)による姿勢 及び運動機能の障 ^{がい} 碍(がい) 者、排尿もしくは排便の意思 表示が困難等、所定の要件を 満たすもの(身体障害者手帳 1・2級かつ療育手帳所持者)	3歳以上	入院中・施設入所者も給付	24,000 (2か月分)	—
	収尿器	肢体	脊髄損傷等により排尿障 ^{がい} 碍(がい)のあるもの		採尿器と蓄尿袋で構成され、尿 の逆流防止装置等がついている もの(入院中・施設入所者も給 付)	8,925 (男性用は 8,085)	—
作居 補宅 助生 用活 具動	住宅改修費	肢体	下肢、体幹機能障 ^{がい} 碍(がい)の 4級以上のもの	学齢児以上	障 ^{がい} 碍(がい)者の身体状況に応じ て必要な改造で、①手すり取付 ②段差解消③床材変更④扉取替 ⑤便器取替等(原則1回限り)	200,000	—